

「テレワーク先駆者百選」及び「テレワーク先駆者百選 総務大臣賞」 に係る公募 実施要領

1 目的

就業者のワーク・ライフ・バランス向上、働き方改革を通じた企業の生産性向上を図るため、産学官一体の取組として、平成 27 年度より 11 月を「テレワーク月間」と定め、ICT を活用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とするテレワークを強力に推進しています。この期間をテレワークの集中的 PR 期間として活用し、総務省では「テレワーク先駆者百選」を今年度も実施することとしました。テレワークの導入・活用を進めている企業・団体等を「テレワーク先駆者」として募集し、その中から実績等を鑑み、「テレワーク先駆者百選」を選出、公表いたします。更に「テレワーク先駆者百選」の中から、特に優れた取組を「テレワーク先駆者百選 総務大臣賞」として表彰します。

2 テレワーク先駆者百選

(1) 募集概要

ア 募集対象者

テレワーク（在宅勤務、モバイルワーク（外出先での勤務）、サテライトオフィスにおける勤務等を含む。）による勤務が就業規則等に定められている企業・団体等（民間企業（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等、又は特定非営利活動法人）、都道府県・市町村等の地方公共団体、及びそれに準ずる団体等）。

なお、応募時点までの過去 1 年間において、労働関連法令等に関して重大な違反がないことを要します。また、暴力団、暴力団員、右翼団体、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という。）、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営、経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流、関与を行っていると思われる方並びに公序良俗に反する事業を行っている方のご応募はお断りいたします。

イ 応募方法

様式 1 に必要事項を記入し、電子メールにより、「テレワーク先駆者百選事務局」（以下、「事務局」とする。）宛に提出してください。なお、電子メールによる提出にあたって添付ファイルのサイズが大きくなる場合は、事務局と相談してください。なお、既に「テレワーク先駆者百選」（平成 28 年 4 月 1 日）として公表されている団体は、様式 1 の提出は不要とし、様式 2 において、「テレワーク先駆者百選 総務大臣賞」に応募頂けます。

ウ 応募期間

平成 28 年 8 月 22 日（月）～平成 28 年 9 月 16 日（金）【必着】

エ 提出先及び問合せ先等

提出先及び事務局への問合せ先等については、8 月 22 日（月）までに以下の HP にて公表を予定しています。

- ・ テレワーク月間 HP

<http://teleworkgekkan.org/>

- ・ 総務省 HP

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/18028_03.html

(2) 審査等

ア 審査方法

事務局で一次審査した上で、有識者で構成される評価会において審査します。

(テレワーク先駆者百選 総務大臣賞は2～3者選出する予定)

(審査項目)

- ①制度対応：テレワークによる勤務が就業規則等の本則や細則等に定められていること
- ②実績：従業員が実際にテレワークを行った十分かつ定期的な実績があること
- ③その他：労働関連法令等への対応、テレワークによる経営面での成果、ICTの利活用、地方創生等

イ その他

- ・必要に応じて事務局によるヒアリング調査等へのご協力をお願いすることがあります。
- ・審査に関する問合せは一切応じられません。なお、審査結果は公表をもって代えさせていただきます。
- ・お送りいただいた応募書類等は返却いたしませんのでご注意ください。
- ・提出いただいた書類は、審査に限定して使用します。審査にあたっては、事務局の厳正な管理の下、総務省及び事務局にて情報を共有します。予めご了承ください。

(3) 公表等

平成28年11月に総務省ホームページ等で公表する予定。また、「テレワーク先駆者百選 総務大臣賞」については、平成28年11月28日(月)に表彰式が開催される予定。なお、表彰式は厚生労働省が開催する「輝くテレワーク賞」と同時に開催する予定です。

(4) マークの付与

「テレワーク先駆者百選」選定企業には、総務省から「テレワーク先駆者百選」に選定されたことを示すロゴマークを付与して、名刺等で利用できることとします。

(5) その他

- ・応募のための一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・公表団体の取組は、全国へ優良事例として紹介していくため、広報・PR活動、各種イベント等へのご協力をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。
- ・応募資料に虚偽又は公表後に選定事例としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、選定の取り消し等を行う場合があります。